

# 兵庫県公立大学法人役員規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、兵庫県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第8条に規定する役員職務、任期その他役員に関し必要な事項を定めるものとする。

## (責務)

**第2条** 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

## (役員を選考)

**第3条** 副理事長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するとともに、設立団体との連携を円滑に実施することができる者のうちから、理事長が任命するものとする。

2 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、理事長が任命する。

3 理事の任命にあたっては、理事のうち5人は常勤の理事とする。

4 定款第11条第3項に規定する任命の際に現に法人の役員又は職員でない理事は、非常勤とする。

## (副理事長の職務)

**第4条** 副理事長は、理事長とともに法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理するほか、理事長に事故があるとき、又は欠員のときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

2 副理事長を2人以上置く場合においては、理事長は、副理事長の職務の分担を定めるとともに、前項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者をあらかじめ指名する。

## (理事の職務)

**第5条** 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を行う。

2 理事長は、前項の規定により理事長及び副理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者をあらかじめ指名する。

#### (副理事長等の任期)

**第6条** 学長でない副理事長及び理事の任期は、3年とする。ただし、副学長を兼ねる理事の任期は、副学長の任期とする。

2 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての地方独立行政法人法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

3 前2項の役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際、現に法人の役員又は職員でなかったときの第3条第4項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

4 第1項及び第2項の役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 学長である副理事長の任期は、学長の任期による。

#### (監事)

**第7条** 監事は、法人の業務を監査する。

2 監事に関し必要な事項は、別に定める。

#### (営利事業)

**第8条** 常勤の役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事する場合は、理事長（理事長にあつては兵庫県知事（以下「知事」という。））の承認を得なければならない。

2 非常勤の理事には、第2条第1項及び前項の規定は適用しない。

#### (秘密の保持等)

**第9条** 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (副理事長又は理事の解任)

**第10条** 理事長は、定款第15条第1項又は第2項の規定により副理事長又は理事を解任するときは、当該副理事長又は理事に弁明の機会を付与しなければならない。

#### (損害賠償責任)

**第11条** 役員は、その任務を怠ったときは、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、知事の承認がなければ、免除することはできない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月4日改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。